

土地所有者の皆様へ 大切なお知らせ

残土処分事業に注意しましょう



このような事案が発生しています

- 契約以上の土砂を搬入され、その後は放置される
- 廃棄物混じりの土砂の投入が行われる
- ダンプの激しい往来により、近隣住民の生活に支障が生じる

このような場所は注意が必要です

- 大通りに面して、人目につかない場所
- インターチェンジの付近など交通の便が良い場所
- 管理されていない山林や農地



出典：国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）を加工して作成

事業者は「月〇万円払うのであなたの土地に残土を入れさせてほしい」などの魅力のある提案や、公共事業や有名企業の建設残土を搬入すると称するなど、言葉巧みに土砂の搬入を誘ってきます。不適切な土砂搬入により、隣地に土砂が流出し対処に困るといった事案も発生しています。



大規模災害を防ぐために土地の提供は慎重に検討してください！！

参考

- 豊田市では、令和6年10月1日（予定）に「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規制区域指定とともに規制が開始されます。
- 同法の規制が開始されると、危険な盛土が行われた土地の所有者も改善命令等を受けることがあります。



お問い合わせ

豊田市 都市整備部 開発調整課
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
TEL. 0565-34-6744 FAX. 0565-34-6011
Eメール kaihatsu@city.toyota.aichi.jp

情報提供をお願いします



電子申請・届出システム